

飼育動物診療施設 **休止・廃止届**
届出事項変更

平成 年 月 日

大阪市長

- ・代理人による申請の場合、申請者と申請代理人を連記してください。
- ・行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

開設者(法人にあつては主たる事務所の所在地及びその名称)

住所 大阪市北区中之島1丁目3-20

ふりがな なかのしま 株式会社 中之島
氏名
電話番号 06-6208-0000

獣医療法第3条後段の項の規定により、次のとおり飼育動物診療施設の

休止・廃止
届出事項変更 について届け出ます。

記

診療施設の名称	なかのしまどうぶつりようせんたー 中之島動物医療センター		
診療施設開設の場所	大阪市北区中之島1丁目3-20		
開設年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
休止・廃止の理由	この欄は休止・廃止届のため、記入不要		
休止の時期又は廃止の時期			
変更内容	変更事項	変更前	変更後
	変更事項 ・ 開設者の氏名及び住所 ・ 診療施設の構造・設備 ・ 診療獣医師の氏名 ・ 開設者が法人にあつては、定款 ・ 診療施設の名称及び住居表示の名称 ・ 管理者の氏名及び住所 ・ 診療業務の種類 ・ 放射線診療装置関係		
変更年月日	平成 年 月 日		